

新入学手続きに関するQ&A

小中学校に入学するお子さまをもつ保護者様よりお問い合わせの多い事項をまとめております。

NO	Q	A
【入学式前の転出入】		
1	春休み期間中に市外から転入予定ですが、入学式までに必要な手続きはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に転入後、可能な限り早く(遅くても入学式の前日までに)居住する区の区役所市民課で転入手続きを行ってください。住所地の小中学校の「入学通知書」をお渡しします。 ・お渡しする「入学通知書」は、入学式当日に学校に持参ください。 ・各学校で12～2月頃に「入学者説明会」を実施しています。説明会で使用された資料の提供については、保護者様より入学予定の学校に直接ご相談ください。学校にお問い合わせをし、入学式までに学用品等の準備をお願いします。 ・就学前健康診断は、現住所の学校で受診していただいて構いません。受診結果の福岡市への引継ぎについては、受診された学校にご相談ください。
2	春休み期間中に福岡市内で転居予定ですが、どのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・新中学1年生については12月下旬、新小学1年生については翌1月下旬にご自宅に届く「入学通知書」に記載されている学校(転居前の学校)に、保護者様より転居により入学しない旨の連絡をお願いします。あわせて転居先の学校に、転居により入学する旨を連絡してください。 ・可能な限り早く(遅くても入学式の前日までに)新住所地の区役所市民課で住民票の転入手続きを行ってください。新住所地の小中学校の「入学通知書」を再発行します。旧住所地の「入学通知書」はご自宅で処分をお願いします。 ・各学校で12～2月頃に「入学者説明会」を実施しています。説明会で使用された資料の提供については、保護者様より入学予定の学校に直接ご相談ください。学校にお問い合わせをし、入学式までに学用品等の準備をお願いします。 ・就学前健康診断は、現住所地の学校で受診していただいて構いません。受診情報は、学校間で共有させていただきます。
3	春休み期間中に福岡市外へ転出予定ですが、どのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・新中学1年生については12月下旬、新小学1年生については翌1月下旬にご自宅に届く「入学通知書」に記載されている学校に、保護者様より市外への転出により入学しない旨の連絡をお願いします。あわせて転出先の学校に、市外からの転入により入学する旨を連絡してください。 ・福岡市の区役所市民課で転出手続きを行ってください。福岡市からの転出手続のタイミングや、転居先への転入手続きについては、転出先の自治体にご相談ください。 ・福岡市で就学前健康診断を受診している場合、受診情報は自治体間で共有させていただきます。
【入学通知書】		
4	入学通知書が届いていたが紛失(破棄)してしまったため、再度送ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「入学通知書」の再発行は行っておりません。 ・学校でも入学するお子さまの情報は把握しているため、「入学通知書」をお持ちでない場合でも入学式に出席可能です。入学式当日、学校の受付で紛失した旨をお申し出ください。
5	入学通知書が届かない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「入学通知書」は住民情報に基づき作成しており、作成日時点の住民票の住所に送付しております。また、「転送不要」でお送りしているため、住民票上の住所と、実際の居住地が不一致の場合は、未着となり返送されます。 ・送付状況が不明な場合は、教育支援課にお問い合わせください。
【国県私立学校への入学】		
6	国県私立等(福岡市立以外)の学校に合格し通学することになりましたが、何か必要な手続き等がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新中学1年生については12月下旬、新小学1年生については翌1月下旬にご自宅に届く「入学通知書」に記載されている学校に、保護者様より国県私立学校への合格により入学しない旨の連絡をお願いします。 ・区役所市民課への届出が必要となりますので、福岡市立学校への「入学通知書」と、国県私立等に入学することがわかる書類のコピーを住民登録地の区役所市民課に郵送もしくはご持参をお願いします。なお、福岡市立学校への「入学通知書」を紛失・破棄されていても手続きは可能ですので、その旨区役所市民課に申し出て手続きを行ってください。